

○愛南町防災用品購入補助金交付要綱

令和5年3月28日告示第22号

最終改正 令和8年3月27日告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における緊急避難を行った際、避難場所等での生活に必要な防災用品の購入に対する補助金の交付に関し、愛南町補助金等交付規則(平成17年愛南町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者であって、住所地に現に居住し、町税等を滞納していないもの
- (2) 前号に該当する者が属する行政区(愛南町行政区に関する規則(平成18年愛南町規則第7号)別表に定める区域をいう。)の代表者であって、次条の補助対象経費を行政区の会計により立替払したもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が、避難場所等での生活に必要な防災用品のうち、次に掲げる物の購入に要する費用とする。

- (1) テント
- (2) 寝袋
- (3) エアマット
- (4) 折り畳み式ベッド
- (5) 簡易トイレ
- (6) 蓄電池(ポータブルバッテリー)
- (7) 非常用トイレ凝固剤

2 前項第1号に規定するテントを同一の世帯員が共同購入する場合は、その世帯員それぞれが、その人数で除した金額を補助対象経費として申請することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請する防災用品の購入価格の総額の2分の1以内とし、1万円を限度とする。ただし、申請する防災用品に前条第1項第6号に規定する蓄電池(ポータブルバッテリー)が含まれるときは、3万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、申請する補助金の額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第5条 この告示に基づく補助は、当該年度に一人1回までとする。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、防災用品購入後、速やかに次に掲げる申請書類に領収書等の必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 愛南町防災用品購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号)(第2条第1項第1号に該当す

る申請者のみ)

(3) 同意書(様式第3号)(第2条第1項第2号に該当する申請者のみ)

(4) 愛南町防災用品購入一覧表(様式第4号)(第2条第1項第2号に該当する申請者のみ)

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは、愛南町防災用品購入補助金交付決定通知書(様式第5号)により速やかに申請者にその旨を通知し、補助金を交付するものとする。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付が不適当と認めるときは、愛南町防災用品購入補助金交付申請却下決定通知書(様式第6号)により速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(転売の禁止)

第8条 補助金の交付を受けた者は、この補助金によって購入した防災用品を第三者に譲渡又は転売してはならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は補助金の交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消すときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年8月25日告示第76号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年3月13日告示第25号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日告示第43号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の愛南町防災用品購入補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に購入した防災用品について適用し、この告示の施行の前日に購入した防災用品については、なお従前の例による。

様式第 1 号(第 6 条関係)

愛南町防災用品購入補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

愛南町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

申請者と使用者が異なるとき

使用者 氏 名

防災用品を購入したいので、愛南町防災用品購入補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

1 補助金交付申請額及び請求額 金 円

2 防災用品の概要

防災用品の購入金額	円
防災用品の内容	<input type="checkbox"/> テント (個) <input type="checkbox"/> 寝袋 (個) <input type="checkbox"/> エアマット(個) <input type="checkbox"/> 折り畳み式ベッド(個) <input type="checkbox"/> 簡易トイレ(個) <input type="checkbox"/> 蓄電池 (個) <input type="checkbox"/> 非常用トイレ凝固剤(個)
防災用品の購入先	住所： 店名：

3 口座振込先

振込先金融機関		銀行 農協		支店 支所	
貯金 種別	普通・当座	口座 番号		口座 名義	フリガナ

4 添付書類

- (1) 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第 2 号) ※申請者本人が申請する場合のみ
- (2) 同意書(様式第 3 号) ※行政区の代表者が申請する場合のみ
- (3) 愛南町防災用品購入一覧表(様式第 4 号) ※行政区の代表者が申請する場合のみ
- (4) 購入した防災用品の経費内訳が確認できる領収書(写)
- (5) 購入した防災用品の写真

様式第2号(第6条関係)

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号
※自署の場合は、押印不要

愛南町防災用品購入補助金の交付申請に当たり、町税等の滞納がない旨を申し出ます。

なお、担当部署において納税等の状況について調査することに同意します。

……………以下愛南町記入欄……………

担当部署名	項目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
	軽自動車税	有 無	
		有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	町営浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

備考 調査の対象は、補助等の対象となる者とする。
申請者が行政区の代表者の場合は、様式第3号を添付すること。

様式第3号(第6条関係)

同意書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所
氏名 ⑩

愛南町防災用品購入補助金交付申請に当たり、担当部署において納税等の状況について調査することに下記の者の同意を得ているので提出します。

記

	住 所	氏 名	同意印
1			⑩
2			⑩
3			⑩
4			⑩
5			⑩
6			⑩
7			⑩
8			⑩
9			⑩
10			⑩
11			⑩
12			⑩
13			⑩
14			⑩
15			⑩

様式第4号(第6条関係)

愛南町防災用品購入一覧表

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

愛南町防災用品補助金交付申請に当たり、下記のとおり購入したので提出します。

記

	住 所	氏 名	購入金額	補助金額
1			円	円
2			円	円
3			円	円
4			円	円
5			円	円
6			円	円
7			円	円
8			円	円
9			円	円
10			円	円
11			円	円
12			円	円
13			円	円
14			円	円
15			円	円
	購入者 名	金額合計	円	円

様式第5号(第7条関係)

愛南町防災用品購入補助金交付決定通知書

愛南町指令第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで交付申請のあった愛南町防災用品購入補助金について、下記のとおり決定するので、愛南町防災用品購入補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

様式第6号(第7条関係)

愛南町防災用品購入補助金交付申請却下決定通知書

愛南町指令第 号
年 月 日

様

愛南町長



年 月 日付けで交付申請のあった愛南町防災用品購入補助金について、下記の理由により却下するので、愛南町防災用品購入補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

却下の理由